

第四次宮崎市総合計画後期基本計画の策定について

1	第四次宮崎市総合計画の概要	1
2	基本構想の見直しと後期基本計画策定の考え方	5
3	基本構想の見直し	7
4	後期基本計画の策定	8
5	宮崎市総合計画の策定体制	15
6	これまでの取り組みと今後のスケジュール	16

平成 24 年 4 月

宮崎市企画財政部企画政策課

1 第四次宮崎市総合計画の概要

(1) 総合計画とは

総合計画とは、地方自治体が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本となる計画であり、まちづくりを進めていく上での指針となる計画です。

本市においては、現在、平成 29 年度を目標年次とした第四次宮崎市総合計画となっており、10 年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」、5 年程度の行政計画を示す「基本計画」で構成されています。

(2) 計画の構成

①基本構想

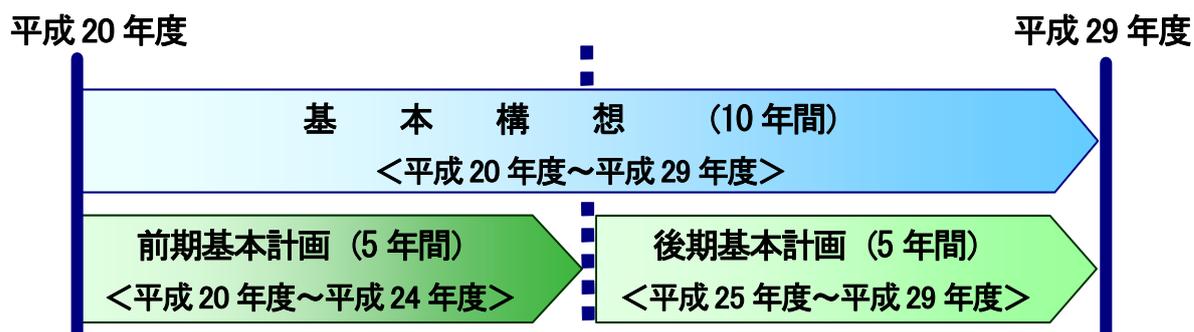
本市の進むべき方向と将来像を明確にしたうえで、目指すべきまちの状態を示すものです。

②基本計画

基本構想を実現するための具体的な取組（施策）やその展開方針を体系的に定めるものです。

(3) 計画の期間

「基本構想」の計画期間は、平成 20 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とした 10 年間とします。「基本計画」の計画期間も 10 年間としますが、社会情勢の変化やこれに伴う新たな行政課題、市民意識や意向の変化に対応した見直しを行い、平成 25 年度からの計画となる「後期基本計画」を策定します。



(4) 計画概念図

第四次宮崎市総合計画の計画概念図は次のとおりです。



(5) 第四次宮崎市総合計画策定のポイント ～成果目標明示型総合計画の策定～

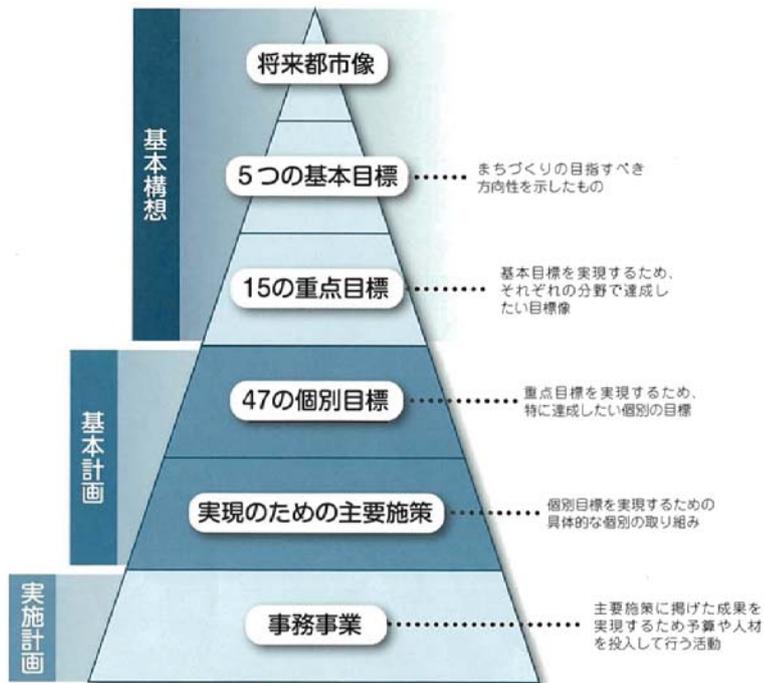
第四次宮崎市総合計画の策定にあたっては、「市民の生活がどのようなになるのか、まちがどのようなになっているのか」という成果を政策目標として明確に位置づけ、その実現に向けて必要となる施策を「成果(目標)－手段(事業)」の関係でわかりやすく体系化したものとなっています。

【成果目標明示型総合計画策定の視点】

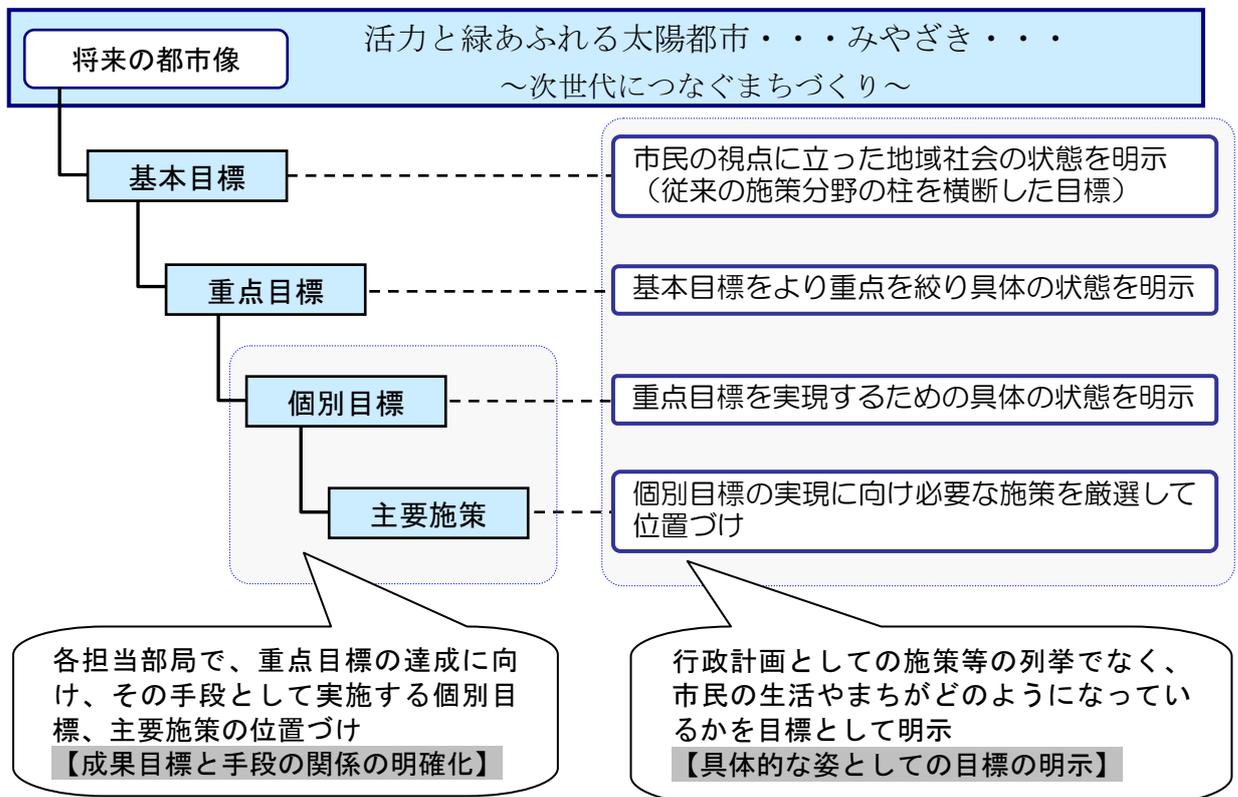
- ① 将来の宮崎市の市民生活や地域社会がどのような状態になることをめざすのかが、市民の視点から分かりやすく示された、**市民の目線に立った計画づくり**
- ② 将来の宮崎市の目標の実現に向けて何をするのか、**行政の使命と市民の役割が明確にされている計画づくり**
- ③ 行政の使命に沿って実行すべきことに関して、**各部局及び職員の行動指針が示されている計画づくり**
- ④ 計画に位置づけられた施策や事業について、策定後の実施状況や効果が評価され、**進行管理が確実にできる計画づくり**

(6) 総合計画の体系

総合計画の構成・体系は次のとおりです。



【成果目標明示型:「成果目標」―「手段」の関係が明確な基本構想・基本計画の体系】



2 基本構想の見直しと後期基本計画策定の考え方

基本構想の見直し及び後期基本計画策定にあたっては、第四次宮崎市総合計画策定（平成20年度）以降の社会動向や宮崎市を取り巻く状況等を踏まえ見直すこととなります。5年間に生じた社会的事象を踏まえ、留意すべき社会的背景を整理すると次の通りです。

後期基本計画策定に際し留意すべき主な社会的事象

【全国的な事象】

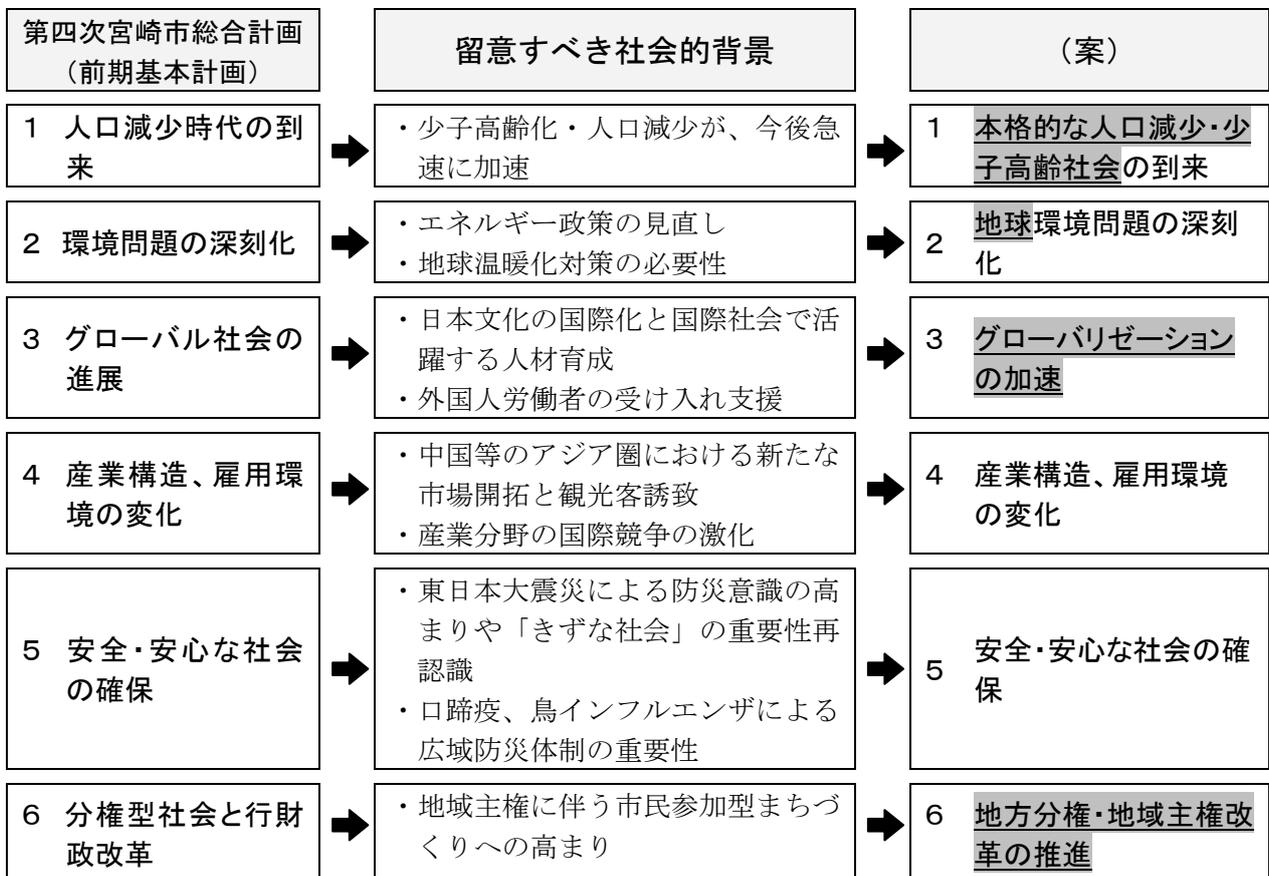
- 東日本大震災の発生及び福島第一原子力発電所の事故発生
- 長引く経済の低迷とそれに伴う国や地方の財政運営への影響
- 地域主権改革による地方自治体への段階的な権限移譲
- 求められる地球温暖化への対応策
- 中国を中心としたアジア圏の著しい経済成長

【本市における事象】

- 旧清武町との合併
- 口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生
- 新燃岳噴火による影響



■社会的背景の考え方



(詳細は第2回審議会予定)

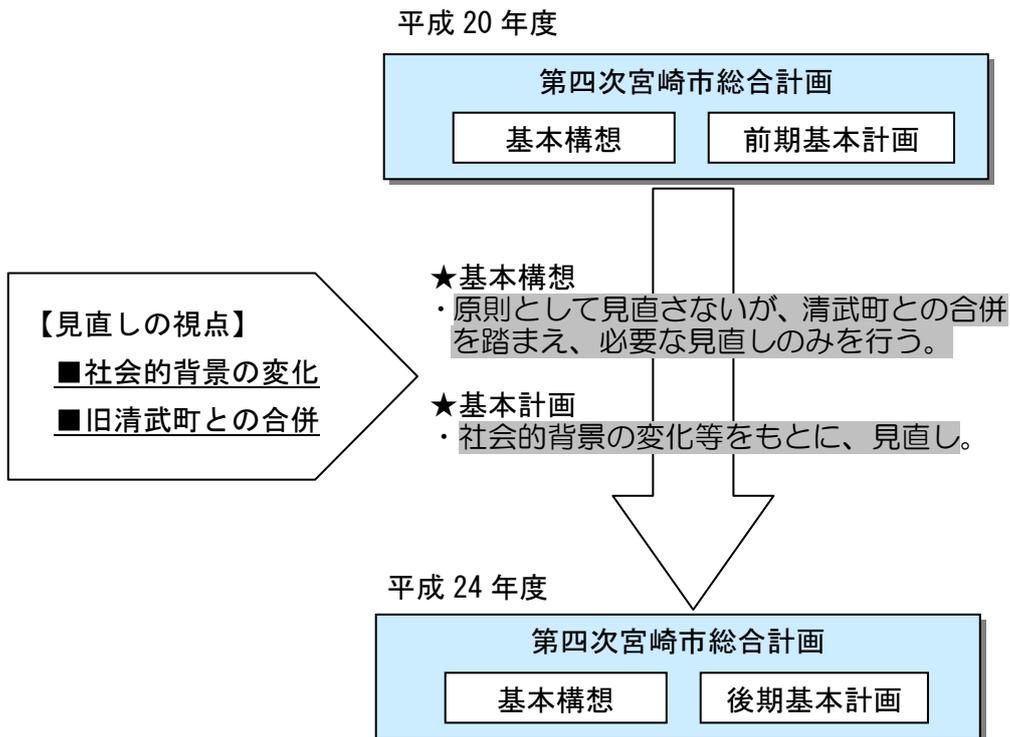
■基本構想見直しの視点

基本構想の計画期間は、平成 29 年度を目標年度として策定しており、原則として見直しは行いませんが、旧清武町との合併を踏まえ、必要な見直しのみを行います。

■基本計画見直しの視点

基本計画については、前期基本計画の取組結果等を踏まえたうえで、社会的背景や市民意向等を把握しながら、平成 29 年度を目標年度とした新たな施策を検討します。

【見直しの考え方】



3 基本構想の見直し

本市においては平成 22 年に旧清武町との合併がありましたが、基本構想における平成 29 年度を目標とする都市の将来像は、全市一体となって目指すものとして共有できることから見直しは行いません。ただし、次の点について見直しを行います。

(1) 将来人口

- ・人口推計は、旧清武町を加えた基準人口を平成 22 年(2010 年)10 月 1 日現在の現住人口とし、前回と同様に住民基本台帳人口(5 歳階級別人口)を基にコーホート要因法により推計します。推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 20 年 12 月推計)に用いられた宮崎市の男女年齢別生残率や男女年齢別社会移動率データ(旧清武町は除く)と宮崎市の合計特殊出生率や男女別出生比データ(清武町は除く)を用いて、平成 29 年(2017 年)の人口推計を行ないます。
- ・また、参考として平成 34 年(2022 年)についても推計します。
- ・なお、平成 24 年 1 月 1 日現在の清武町を含む総人口は 403,874 人となっています。

※宮崎市の人口推計は、前回の推計に比べ減少傾向が顕著に進み、20 年程度の長期スパンでは大幅な減少が予想されます。

⇒具体的には将来人口の推計で提案します(第2回審議会予定)

(2) 都市空間の将来構造

- ・都市づくりの基本的な考え方として、多様な都市機能を都心部及び拠点となる地域の中心部に集積させながら、都心部と各地域の都市拠点を連携する都市軸の強化により、一体として都市機能がコンパクトに集約した効果が発揮されるまちづくりを目指しています。
- ・旧清武町域は、特に加納地区において、旧宮崎市と隣接する市街地を形成しており、より広域的、計画的な市街地の整備を図り、商業地・居住地の複合地域としての新たな高次都市機能を備えた地域としての役割を担います。

※旧清武町域を含め、都市機能がコンパクトに集約した都市空間の将来構造を目指していくものとします。

⇒具体的には都市計画マスタープランの見直しと整合を図り提案します(第4回審議会予定)

4 後期基本計画の策定

(1) 後期基本計画の概要

後期基本計画の名称、期間及び構成は次のとおりとします。

①名称

基本構想を前提とした計画として策定することから、名称は「第四次宮崎市総合計画後期基本計画」とします。

②期間

基本構想を前提とした計画として策定することから、計画期間は平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間とします。

③構成

基本構想を前提とした計画として策定することから、前期基本計画を基本とした構成としますが、内容については社会的背景等の変化に留意して見直します。

(2) 総合計画戦略プロジェクト

第四次宮崎市総合計画では、第三次総合計画で掲げた「九州一のまちづくり」を基調に、「次世代を担う人づくり」「地域コミュニティの活性化」「都市の魅力創出」の3つの戦略プロジェクトを進めてきました。

【前期基本計画における総合計画戦略プロジェクト】

1 『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

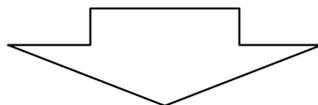
- 1-1 豊かな心をはぐくむ『教育創造都市』づくり
- 1-2 次世代を担う子どもをはぐくむ『子育てサポート都市』づくり

2 『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

- 2-1 住民が主体となって市民活動を行う『ボランティア都市』づくり
- 2-2 高齢者、障害者が安心して暮らせる『健康福祉都市』づくり
- 2-3 資源循環型社会の先進地を目指す『環境都市』づくり

3 『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

- 3-1 美しい自然と情景に包まれた『景観都市』づくり
- 3-2 宮崎の魅力と交流を高める活力ある『産業都市』づくり
- 3-3 高い危機管理能力を持つ『総合防災都市』づくり



一方、地域主権が一層推進されるなかで、地域が的確に地域の役割を担っていくためには、「行財政基盤の強化」と「市民が主役のまちづくり」の重要性が高まっており、「市民の総力戦」で取り組むことが求められています。

また、東日本大震災の発生により、改めて人と人の「きずな」の重要性が見直されており、地域における伝統文化を継承し、また、創造活動を通じた地域づくりが地域への愛着を醸成し、ひいては本市の発展につながるものと考えています。

このようなことから、身近な「きずな」を第一に考えたきずなづくりと、農林水産業、商工業、観光の発展によるまちの元気に向け、選択と集中による取り組みを行う「40万人スクラムプロジェクト」を後期基本計画の新しい戦略プロジェクトに位置づけて取り組みます。

【後期基本計画における総合計画戦略プロジェクト(案)】



3つのプロジェクトを実現するため各部局が新しい取り組みを考えているほか、部局の枠を超えた5つの横断的な取り組みの検討を平成 23 年度から進めています。また、平成 24 年度にはこのスクラムプロジェクトの更なる充実を図り、後期基本計画の戦略プロジェクトとして取り組むこととします。

(3) 後期基本計画における目標達成のための具体的取組の記載内容について

社会的背景の変化や、総合計画策定以降の後期基本計画策定に向けたこれまでの調査結果を踏まえ、個別目標、主要施策、成果指標について見直します。

後期基本計画策定に向けてこれまでの実施した調査は次の通りです。

①市民意識調査の実施（平成 21 年度・平成 23 年度）

- ・第四次宮崎市総合計画に基づく市政運営について、前期基本計画の主要施策に関する市民の満足度・重要度を分析し、後期基本計画策定に向けた市民意向として把握しました。

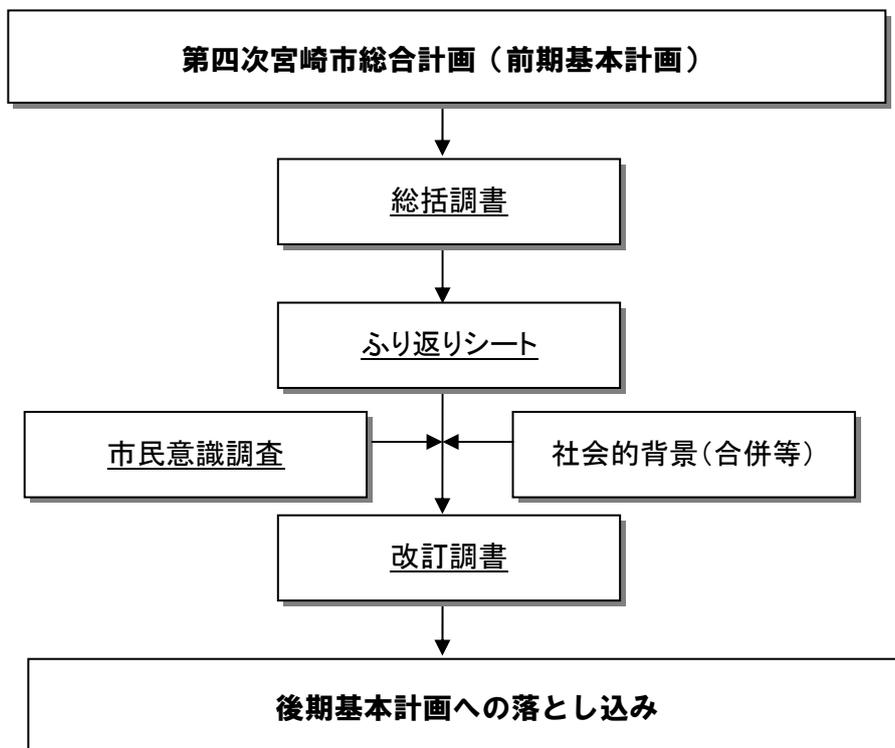
②総括調書及びふり返しシート

- ・前期基本計画の成果として、47 の個別目標に関する成果の達成状況と 155 の主要施策の実施状況に関して内部評価を行うとともに、今後の取組課題等を抽出しました。

③改訂調書

- ・各担当課において、前期基本計画策定時からの社会情勢の変化やこれに伴う新しい行政課題、市民意識の変化に対応した施策等の見直しを行い、第四次総合計画の目標年度である平成 29 年度に向けた 15 の重点目標を実現するために特に必要となる『個別目標』と個別目標を実現するための『主要施策』の見直しに関して把握しました。

【各調査結果の後期基本計画への流れ】



3章 目標達成のための具体的取組

基本目標
1

市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

重点目標1-1 市民が主体の住民自治のまち

個別目標 1-1-1 市民が地域自治に参加し、住民主体のまちづくりが行われている

個別目標を達成するための基本的な考え方

地方分権の進展や自治体を取り巻く社会情勢の変化、市民の自治意識の高まりなどを背景に、市民と行政の信頼関係に基づく、市民が主体となった社会の構築が求められています。

本市では、15の地域自治区^{*}、3つの合併特例区^{*}で地域の課題を地域で解決する枠組みが整っています。

この地域自治の充実に向けて、市民・市民活動^{*}団体の創意あふれるまちづくり活動が展開されるとともに、市民活動団体が各地域の協議会と結びつき、相互に連携して地域課題を自主的に解決できるネットワークづくりに取り組み、地域力を高めていくことができる環境づくりを行います。

このように、地域組織が適切な責任と権限のもとに、地域の課題に対して効果的に取り組むことのできる仕組みづくりを進め、市民が主体となった住民自治^{*}のまちを目指します。

主要施策の見直しにあわせ、市民意向や社会的背景のほか、記載内容の更新を行います。

目標 1-1-1 成果指標

目標の達成度を測る指標		現状値 H18(2006)年度	目標値(中間年度) H24(2012)	目標値(最終年度)
成果指標1	課題解決に向けた地域自治区単位での事業数	29事業		
成果指標2	「地域住民のコミュニティ活動への支援」に満足している市民の割合(市民意識調査)	31.1% (H18年市民意識調査:満足、やや満足の計)		

前期基本計画の成果指標をもとに、必要な成果指標の追加や、現状に即した目標値の修正等を行います。

目標 1-1-1 実現するための主要施策

施策1【重点テーマ2-1】 地域自治区を中心としたまちづくりの推進	◆地域課題に取り組む自主自立した地域協議会 [*] の組織・活動のあり方や権限などを充実することにより、住民自治を推進します。
施策2 自治会など地域の市民活動団体の活性化	◆これまで地域の中で主要な役割を担っていた各種団体が、今後も、引き続き活発な活動が行えるよう支援します。
施策3【重点テーマ1-1】 まちづくりリーダー [*] の育成	◆これからの地域づくりを担っている地域のリーダー・後継者を育成します。

前期基本計画の主要施策をもとに、市民意向や社会的背景等を踏まえて、見直します。

目標

1-1-1 市民と行政の役割

市民の役割	地域自治や地域協議会について理解を深めるとともに、地域のことは地域で解決していくという自主自立の意識醸成と地域活動への参加に努めます。
行政の役割	地域自治の市民啓発を行うとともに、各地域自治区の課題解決に向けた環境整備を行い、住民自治に取り組みます。

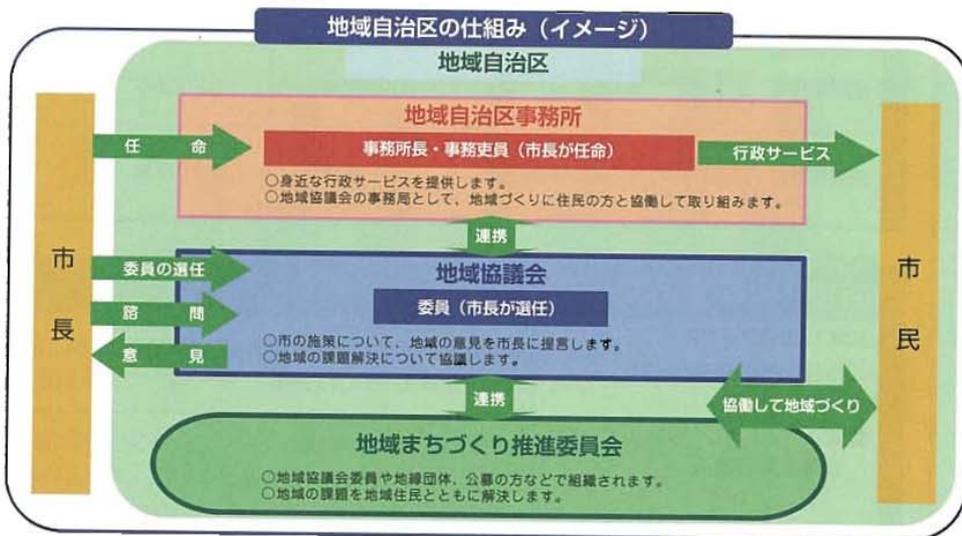


▲見守り活動



▲防災訓練

「市民と行政の役割」を明確に線引きすることが難しくなってきた施策もあるため、項目自体の見直しを検討します。



用語解説

- 地域自治区** 地域の住民の意見を反映させつつ行政運営を行うとともに、市民に身近な行政サービスを提供するために、地方自治法の規定に基づき設置することのできる区域。
- 合併特例区** 合併時の特例として、合併市町村の一体性の円滑な確立のために、合併協議により一定期間（5年以内）旧市町村の区域を単位として設置することのできる法人格を持つ特別地方公共団体。
- 合併特例区協議会** 合併特例区が処理する事務や地域振興等に関する施策の実施などについて審議、意見を述べる機関。
 （合併特例区・合併特例区協議会は、設置から5年が経過した後、地域自治区・地域自治区協議会に移行する。）
- 市民活動** 営利を目的とせず社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的に行う不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動。
- 住民自治** 地方自治体の行政運営に地域住民の参加の機会を認め、住民の意思と責任に基づいて処理すること。
- 地域協議会** 地域住民の声を行政に反映させるために地域自治区に設置される、住民に最も身近な行政の附属機関。
- まちづくりリーダー** 各地域のさまざまな分野において、主体的にまちづくりに取り組み、これからの地域づくりを担う地域のリーダー。

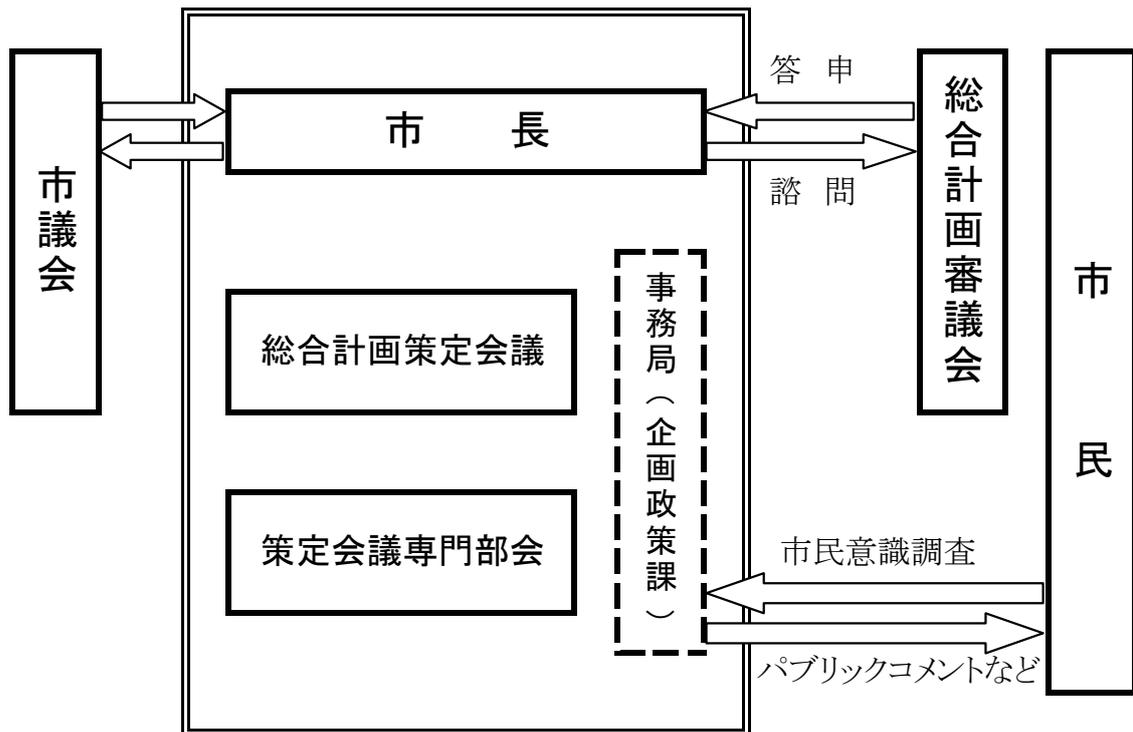
(4) 後期基本計画の構成案

次の構成を想定しています。(※塗りつぶしが内容の更新)

	前期基本計画	後期基本計画 (案)
序論	第1章 策定の趣旨 第2章 計画の構成と期間 1 基本構想 2 基本計画 3 実施計画 4 計画の期間 5 計画概念図 第3章 計画策定の社会的背景と課題 第4章 市民意識の現状 1 市政推進市民会議における取組 2 市民意識調査結果	第1章 策定の趣旨 第2章 計画の構成と期間 1 基本構想 2 基本計画 3 実施計画 4 計画の期間 5 計画概念図 第3章 計画策定の社会的背景と課題 第4章 市民意識の現状 1 市政推進市民会議における取組 2 市民意識調査結果
基本構想	第1章 宮崎市の将来像 1 目標とする将来の都市像 2 将来人口 3 都市空間の将来構造 第2章 まちづくりの基本的な考え方 第3章 まちづくりの基本目標	第1章 宮崎市の将来像 1 目標とする将来の都市像 2 将来人口 3 都市空間の将来構造 第2章 まちづくりの基本的な考え方 第3章 まちづくりの基本目標
基本計画	第1章 基本計画の概要 1 基本計画の構成 2 基本計画の期間 3 今後の財政の見通し 第2章 総合計画戦略プロジェクト 1 まちづくりの戦略的展開 2 重点テーマの位置づけ 第3章 目標達成のための具体的取組 ・基本目標 ・重点目標 ・個別目標 ・成果指標 ・主要施策 第4章 地域の特色を活かした発展 第5章 計画の推進	第1章 基本計画の概要 1 基本計画の構成 2 基本計画の期間 3 今後の財政の見通し 第2章 総合計画戦略プロジェクト 1 まちづくりの戦略的展開 2 重点テーマの位置づけ 第3章 目標達成のための具体的取組 ・基本目標 ・重点目標 ・個別目標 ・成果指標 ・主要施策 第4章 地域の特色を活かした発展 第5章 計画の推進

5 宮崎市総合計画の策定体制

宮崎市総合計画の策定に当たっては、宮崎市総合計画審議会を設置し、幅広い層の意見を盛り込むとともに、市内部においても、宮崎市総合計画策定会議を設置し、全庁を挙げて取り組みます。



宮崎市総合計画審議会

学識経験者や関係行政機関職員、市民等で構成し、市長の諮問に応じ、本市の総合計画について審議し答申を行う組織です。

総合計画策定会議

副市長及び部局長で構成し、総合計画に関する基本的事項を策定審議する庁内組織です。

総合計画策定会議専門部会

後期基本計画の素案を審議調整するため、現在の基本構想に基づき、5つの専門部会を設置し、それぞれ関係する課長等で構成する庁内組織です。

6 これまでの取り組みと今後のスケジュール

平成 23 年度の取り組みと平成 24 年度のスケジュールは次のとおりです。

平成 23 年度

月 日	内 容
6 月 27 日	第 1 回宮崎市総合計画策定会議
7 月 13 日	前期基本計画の主要施策及び成果指標に係る所管課調査
7 月 26 日	第 1 回宮崎市総合計画策定会議専門部会（合同会議）
8 月 2 日	市民意識調査の実施（回答締切：8 月 19 日）
9 月 16 日	前期基本計画の成果指標の実績値調査
10 月 19 日	第 2 回宮崎市総合計画策定会議専門部会（21 日まで）
11 月 30 日	後期基本計画策定に向けた改訂調書の作成
12 月 26 日	第 2 回宮崎市総合計画策定会議
1 月 23 日	宮崎市総合計画審議会公募委員の公募開始（公募締切：3 月 13 日）
1 月 27 日	後期基本計画策定に係る比較一覧表の作成
2 月 20 日	40 万人スクラムプロジェクトの概要と今後の取り組みを発表
3 月 21 日	宮崎市総合計画審議会公募委員選考委員会
3 月 23 日	第 3 回宮崎市総合計画策定会議

平成 24 年度

月 日	内 容
4 月 11 日	第 4 回宮崎市総合計画策定会議
4 月 11 日	第 3 回宮崎市総合計画策定会議専門部会（合同会議）
4 月 23 日	第 1 回宮崎市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 第四次総合計画の概要説明 ・ 正副会長の選任及び諮問 ・ 前期基本計画のふり返り
6 月	第 2 回宮崎市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の修正に係る審議：人口推計 ・ 後期基本計画に係る審議：基本目標 1 & 2
8 月	第 3 回宮崎市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画に係る審議：基本目標 3 & 4
10 月	第 4 回宮崎市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想の修正に係る審議：都市空間の将来構造 ・ 後期基本計画に係る審議：基本目標 5
11 月	基本計画（案）のパブリックコメント実施
11 月	第 5 回宮崎市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想及び後期基本計画に係る審議：これまでの確認 ・ 第四次宮崎市総合計画後期基本計画答申
12 月	基本構想（案）を市議会 12 月定例会に提案
1 月	第四次宮崎市総合計画後期基本計画の作成、製本（3 月まで）

※特記事項

5 月以降、宮崎市総合計画策定会議を定期的を開催します。
 策定過程については、市HPなどを活用し市民への啓発を図ります。